

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四百四十五号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十条 次の各号に掲げる省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 削除</p> <p>三 八 （略）</p> <p>九 削除</p> <p>十 十三 （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十条 次の各号に掲げる省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十四条から第十六条まで</p> <p>三 八 （略）</p> <p>九 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条及び第十三条</p> <p>十 十三 （略）</p> <p>二 （略）</p>